

佐賀県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請日の属する年度に設立された法人の場合は、その設立時の財産目録）
- (3) 支援業務の実施に関する計画書（別紙－1）
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書類（別紙－2）
- (5) 現に行っている業務の概要を記載した書類（別紙－3）
- (6) 誓約書（別紙－4）
- (7) 職員の勤務体制及び勤務形態一覧（別紙－5）

(指定の基準)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 法第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査は以下による。

- (1) 支援業務の実施に関する計画の基準（法第40条第1号関係）

指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。

二 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

(2) 経理的及び技術的基準（法第40条第2号関係）

申請法人は、次の各号の全てに適合すること。

一 法人として債務超過の状態にないこと。

二 申請上、法第42条各号のうち、行おうとする支援業務について、過去（申請年度過去5年以内）に1年以上行っている実績があること。

(3) 役員又は職員の構成に関する基準（法第40条第3号関係）

申請法人の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を行わないものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者

四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から五までのいずれかに該当する者

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

九 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 支援業務の公正な実施に関する基準（法第40条第4号関係）

申請法人においては、原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。

(5) その他の基準（法第40条第5号関係）

申請法人は次の各号の全てに適合すること。

一 法人が行う業務として、法第42条各号に掲げる業務を行う備えがあり、かつそのことが意思決定されていること。なお、各業務を全て行わなくとも、以下の場合については、その備えがあるものとする。

イ 定款に各業務の実施に関することが記載されている場合

(定款に、例えば「要配慮者の居住の支援に係る業務」等の包括的に全ての業務を読込むことができる記載がある場合も可能。)

ロ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。)第27条第2項第4号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合

なお、イ、ロが困難な場合にあっては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合には、その備えがあると判断する。

ハ 家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨が施行規則第27条第2項第4号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に記載されている場合

二 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

(名称等の変更)

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 前項の規定によるほか、支援業務の内容その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

(事業計画等の認可)

第5条 申請法人若しくは指定を受けた支援法人(以下「指定支援法人」という。)は、法第45条第1項に基づき、毎事業年度の開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けようとする第2条第1項に掲げる指定申請時)に、支援業務事業計画等認可申請書(様式第4号)に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算(以下「事業計画等」という。)を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 指定支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第5号)に、事業計画等を添付の上、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可書(様式第6号)、前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可書(様式第7号)により、指定支援法人あて通知するものとする。

4 指定支援法人は、法第45条第2項に基づき、毎事業年度、支援業務事業報告書(様式

第8号)に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を添付し、当該事業年度経過後三月以内に、知事に提出しなければならない。

(指定支援法人の指定辞退)

第6条 指定支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 知事は法第50条に基づき、指定支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書(様式第10号)により、指定支援法人あて通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月11日から施行する。